○経済産業省令第七十九号

計量法（平成四年法律第五十一号）及び特定商品の販売に係る計量に関する政令（平成五年政令第二百四十九号）の規定に基づき、計量法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十一月十四日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤澤　亮正

計量法施行規則等の一部を改正する省令

（計量法施行規則の一部改正）

第一条　計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（軽微な修理） **第十条**　法第四十六条第一項の経済産業省令で定める軽微な修理は、次のとおりとする。 一　［略］ 二　質量計に係る次に掲げる修理 イ　［略］ ロ　自動はかりに係る次に掲げる修理 (1)　ホッパースケールに係る日本産業規格Ｂ七六〇三（二〇二四）附属書に掲げる軽微な修理 (2)　充填用自動はかりに係る日本産業規格Ｂ七六〇四－一（二〇二四）附属書に掲げる軽微な修理 (3)　コンベヤスケールに係る日本産業規格Ｂ七六〇六－一（二〇二四）附属書に掲げる軽微な修理 (4)　自動捕捉式はかりに係る日本産業規格Ｂ七六〇七（二〇二四）附属書に掲げる軽微な修理 三～八　［略］ 九　振動レベル計に係る日本産業規格Ｃ一五一七（二〇二四）附属書に掲げる軽微な修理 十～十二　［略］ ２　［略］ （簡易修理） **第十一条**　法第四十九条第一項ただし書の経済産業省令で定める修理は、次のとおりとする。 一　［略］	（軽微な修理） **第十条**　法第四十六条第一項の経済産業省令で定める軽微な修理は、次のとおりとする。 一　［略］ 二　質量計に係る次に掲げる修理 イ　［略］ ロ　自動はかりに係る次に掲げる修理 (1)　ホッパースケールに係る日本産業規格Ｂ七六〇三（二〇一九）附属書に掲げる軽微な修理 (2)　充填用自動はかりに係る日本産業規格Ｂ七六〇四－一（二〇一九）附属書に掲げる軽微な修理 (3)　コンベヤスケールに係る日本産業規格Ｂ七六〇六－一（二〇一九）附属書に掲げる軽微な修理 (4)　自動捕捉式はかりに係る日本産業規格Ｂ七六〇七（二〇二一）附属書に掲げる軽微な修理 三～八　［略］ 九　振動レベル計に係るピックアップコードを除くコードの補修又は取替え 十～十二　［略］ ２　［略］ （簡易修理） **第十一条**　法第四十九条第一項ただし書の経済産業省令で定める修理は、次のとおりとする。 一　［略］
二　質量計に係る次に掲げる修理 イ　［略］ ロ　自動はかりに係る次に掲げる修理 (1)　ホッパースケールに係る日本産業規格Ｂ七六〇三（二〇二四）附属書に掲げる簡易修理 (2)　充填用自動はかりに係る日本産業規格Ｂ七六〇四－一（二〇二四）附属書に掲げる簡易修理 (3)　コンベヤスケールに係る日本産業規格Ｂ七六〇六－一（二〇二四）附属書に掲げる簡易修理 (4)　自動捕捉式はかりに係る日本産業規格Ｂ七六〇七（二〇二四）附属書に掲げる簡易修理 ハ　［略］ 三～十　［略］ 十一　振動レベル計に係る日本産業規格Ｃ一五一七（二〇二四）附属書に掲げる簡易修理 ［削る］ ［削る］ ［削る］ ［削る］ 十二・十三　［略］ ２　［略］ 備考　表中の［　］は注記である。	二　質量計に係る次に掲げる修理 イ　［略］ ロ　自動はかりに係る次に掲げる修理 (1)　ホッパースケールに係る日本産業規格Ｂ七六〇三（二〇一九）附属書に掲げる簡易修理 (2)　充填用自動はかりに係る日本産業規格Ｂ七六〇四－一（二〇一九）附属書に掲げる簡易修理 (3)　コンベヤスケールに係る日本産業規格Ｂ七六〇六－一（二〇一九）附属書に掲げる簡易修理 (4)　自動捕捉式はかりに係る日本産業規格Ｂ七六〇七（二〇二一）附属書に掲げる簡易修理 ハ　［略］ 三～十　［略］ 十一　振動レベル計に係る次に掲げる修理 イ　電源スイッチ、レンジ切替器のスイッチその他のスイッチの補修又は取替え（外箱を開けて行うものに限る。以下ロ及びハにおいて同じ。） ロ　電池その他の電源部の補修又は取替え ハ　ねじ、パッキン、表示機構の透明覆板、外箱その他の部品（当該振動レベル計の性能及び器差に著しく影響を与えることのないものに限る。）の補修又は取替え（検定証印等が付された部位を交換しないでできるものに限る。） ニ　外箱を開けないで行うピックアップコードの補修又は取替え ホ　電気回路部品（当該振動レベル計の性能及び器差に著しく影響を与えることのないものに限る。）の補修又は取替え ヘ　ピックアップを除く分解清掃 十二・十三　［略］ ２　［略］

（特定計量器検定検査規則の一部改正）

第二条　特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）の一部を次のように改正する。

第百十八条第二号、第百二十七条第二号、第百八十二条第二号、第百八十三条第二号、第二百四条第二号、第二百十一条第二号、第二百十二条第二号、第二百十三条第二号及び第二百十四条第二号中「二〇一九」を「二〇二四」に改める。

第百十八条第三号、第百二十七条第三号、第百八十二条第三号、第百八十三条第三号、第二百四条第三号、第二百十一条第三号、第二百十二条第三号、第二百十三条第三号及び第二百十四条第三号中「日本産業規格Ｂ七六〇四－一（二〇一九）附属書及び日本産業規格Ｂ七六〇四－二（二〇一九）」を「日本産業規格Ｂ七六〇四－一（二〇二四）附属書及び日本産業規格Ｂ七六〇四－二（二〇二一）」に改める。

第百十八条第四号、第百二十七条第四号、第百八十二条第四号、第百八十三条第四号、第二百四条第四号、第二百十一条第四号、第二百十二条第四号、第二百十三条第四号及び第二百十四条第四号中「日本産業規格Ｂ七六〇六－一（二〇一九）附属書」を「日本産業規格Ｂ七六〇六－一（二〇二四）附属書」に改める。

第百十八条第五号、第百二十七条第五号、第百八十二条第五号、第百八十三条第五号、第二百四条第五号、第二百十一条第五号、第二百十二条第五号、第二百十三条第五号及び第二百十四条第五号中「二〇二一」を「二〇二四」に改める。

第八百五十条、第八百五十一条、第八百六十五条、第八百六十六条、第八百七十七条から第八百八十一条中「二〇一四」を「二〇二四」に改める。

（特定商品の販売に係る計量に関する省令の一部改正）

第三条　特定商品の販売に係る計量に関する省令（平成五年通商産業省令第三十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（伸び率が大きい皮革） **第三条**　特定商品の販売に係る計量に関する政令（平成五年政令第二百四十九号）第三条第二号に規定する経済産業省令で定めるものは、日本産業規格K六五五六－二（二〇一六）に規定する条件で、皮革の背筋に対し垂直方向に四十九ニュートンの荷重を加えたとき、伸び率が四十パーセントを超えるものとする。	（伸び率が大きい皮革） **第三条**　特定商品の販売に係る計量に関する政令（平成五年政令第二百四十九号）第三条第二号に規定する経済産業省令で定めるものは、日本産業規格K六五五〇（革試験方法）に規定する条件で、皮革の背筋に対し垂直方向に四十九ニュートンの荷重を加えたとき、伸び率が四十パーセントを超えるものとする。
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日の翌日から施行する。ただし、第一条中計量法施行規則第十条及び第十一条並びに第二条中特定計量器検定検査規則第八百五十条、第八百五十一条、第八百六十五条、第八百六十六条及び第八百七十七条から第八百八十一条までの改正規定は令和七年四月一日から施行する。

（振動レベル計の型式の承認の基準に係る特例）

第二条　この省令の施行の日前に計量法（平成四年法律第五十一号。以下「法」という。）第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認（以下「型式の承認」という。）の申請がされた振動レベル計の型式についての法第七十七条第二項（法第八十一条第二項及び第八十九条第三項で準用する場合を含む。）の法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準の規定の適用については、なお従前の例による。

（振動レベル計の基準適合義務に係る特例）

第三条　前条の規定の適用を受け型式の承認を受けた型式及びこの省令の施行の日前に型式の承認を受けた型式に属する振動レベル計についての法第八十条、第八十二条及び第八十九条第二項の製造技術基準並びに法第九十五条第一項及び第百一条第二項の法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準であって同条第二項の経済産業省令で定めるものの規定の適用については、令和八年一月三十一日までは、なお従前の例による。